

名寄市病院事業告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、下記の業種にかかる令和7年度（臨時受付）委託業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の時期及び方法等について、次のとおり定める。

令和7年8月8日

名寄市病院事業管理者 和泉 裕一

競争入札等に参加する者に必要な資格等

第1 受付業種

1 電力供給業務

第2 資格

1 基本的資格要件

- （1）名寄市病院事業が発注する委託業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、政令第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者又は政令第167条の4第2項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、競争入札への参加を排除されている者であってはならない。
- （2）名寄市暴力団排除条例（平成25年名寄市条例第26号）第2条1号から第3号に該当しないこと及び名寄市契約等における暴力団等排除措置要綱（平成25年名寄市訓令第1034号）第6条による措置を受けていない者
- （3）本社及び受任先に税金の滞納がない者
- （4）電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者。

2 審査基準日

令和7年1月1日

3 契約の種類による資格要件

- （1）次に掲げる要件をすべて満たしている者でなければならない。
 - ア 令和7年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
 - イ 令和6年1月1日から同年12月31日までの間に、国・地方自治体などの官公庁に対してその事業に係る売上高を有していること。

ウ 法的許認可を必要とする場合については、許可、認可又は登録を受けていること。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和7年度の登録決定日から令和8年3月31日までとする。

第3 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令167条の4第1項に規定する者となったとき。
- (2) 政令167条の4第2項に規定する競争入札への参加を排除される者となったとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定により許可、免許及び登録等を要する場合において、当該許可、免許及び登録等を取り消されたとき。
- (4) 競争入札参加資格申請書、若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (5) 本告示第2第3項に定める要件を欠くに至ったとき。

第4 資格審査の申請時期及び方法等

資格審査の時期及び方法等は次の各項のとおりとする。

1 申請時期

- (1) 申請時期は次のとおりとする。
 - ア 令和7年8月12日から令和7年9月12日までとする。

2 申請書の提出方法

- (1) 申請をしようとする者は、別に定める申請書等を提出するものとする。
- (2) 申請書等の提出先は名寄市立総合病院 事務部総務課経理係とする。
- (3) 申請書等の提出方法は郵送または持参とする。

3 資格審査の再申請

競争入札参加資格者は、次に掲げるいずれかの場合に該当したときは、その都度資格審査の再申請を行わなければならない。

- (1) 競争入札参加資格者の営業が相続、合併又は譲渡により移転された場合。
- (2) 中小企業等協同組合である競争入札参加資格者がその構成員（競争入札参加資格者である組合員に限る。）を変更した場合。
- (3) 企業組合又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更した場合。